

第10回国土交通省独立行政法人評価委員会総会

2007年8月22日（水）

【日原政策評価企画官】 恐れ入ります。定刻でございますので、ただいまから第10回国土交通省独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日、ご多忙の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。申し遅れましたが、私は、今日事務局を務めさせていただいております国土交通省政策評価企画官の日原と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の議事進行につきましては、後ほど、委員長にお願ひ申し上げることになりますが、それまでの間私が務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、本委員会の開催に先立ちまして、事務局の異動がございましたのでご連絡を申し上げます。新たに政策統括官に着任しております田中でございます。

【田中政策統括官】 田中でございます。よろしくお願ひいたします。

【日原政策評価企画官】 同じく新たに政策評価審議官に着任してございます林部でございます。

【林部政策評価審議官】 林部でございます。よろしくお願ひいたします。

【日原政策評価企画官】 同じく政策評価官の東山でございます。

【東山政策評価官】 東山でございます。よろしくお願ひいたします。

【日原政策評価企画官】 それでは、委員会の開催に当たりまして、国土交通省政策統括官の田中よりご挨拶を申し上げます。

【田中政策統括官】 どうも本日は非常にお忙しい中、また、非常にまれに見る暑さの中、先生方におかれましてはご出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。独立行政法人の制度が設立されて早くも6年が経過いたしました。立ち上がり時期には非常に手探りであったこの独立行政法人の業績評価制度につきましても、運用を続けながら試行錯誤と軌道修正を重ね、評価の運用、手続を改良し、よりよい形に徐々に進化していくものと考えております。これもひとえに独立行政法人評価委員会における的確なご審議のおかげであると考えており、委員各位の平素からの多大なるご尽力に改めて感謝申し上げます次第であります。

他方、我が国の厳しい財政状況等を反映しまして、公共部門、特に独立行政法人を取り

巻く環境には誠に厳しいものがあり、所管の各独立行政法人に対しましてもより一層の効率化が強く求められるとともに、行政サービスの質の維持、向上を図ることが非常に重要となってきております。これらの点から独立行政法人評価委員会から厳格な評価をいただき、その成果を業務運営の改善に適切に反映していきたいと考えております。

本日の議事でございますが、まず、昨年度に引き続き、中期目標期間の終了した所管の独立行政法人、具体的には自動車検査独立行政法人及び自動車事故対策機構の2つの法人につきまして、中間目標期間終了後の業務の実績評価を行っていただくこととしております。本年、3月に委員会にてご決定いただきました業務実績評価の判断基準に関する指針、これに従いまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、独立行政法人の評価制度に関する大きな特色といたしまして、5年間の中期目標の期間の終了に際し、その組織、業務のあり方全般を見直すということが行われますが、昨年、先の2法人を含む4法人について見直しがなされ、自動車検査独立行政法人の職員につきまして、公務員型から非公務員型への転換が行われる等の措置が講じられました。

本年につきましては、去る6月19日に閣議決定されました、いわゆる「骨太2007」基本方針に従いまして、来年度までに中期目標期間が終了する、当所管の独立行政法人、具体的には鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、以上合計6法人につきまして、見直しを実施される予定でございます。

現在、国土交通省ではこれら6法人に対する見直しの案の策定に向けて検討を進めておりますが、この検討に当たりまして、今回委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、ぜひ大所高所からのご意見をいただきますようお願い申し上げます。

昨年に引き続きまして、今回の独立行政法人評価委員会は夏場の開催となりまして、委員の皆様方におかれましては、ちょうど分科会で年度評価、中期目標評価の審議を終えたばかりのことと思います。例年どおり非常に大変な作業であったと伺っておりますが、ご尽力いただきました委員の皆様方におかれましては、改めて心より感謝申し上げます。

今日は限られた時間でございますが、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご指摘を改めてお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【日原政策評価企画官】 本日の委員会でございますが、委員とそれから議事に関係のある臨時委員の方、合計31名のご出席予定のうち、現在20名の方にご出席いただきおまして、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条第1項の規定により、議事を行うに必要な定足数を満たしておりますということをご報告申し上げます。

なお、長沢委員でございますが、所用によりまして急遽ご欠席されるというご連絡をいただいております。

続きまして、委員の任命についてお知らせ申し上げます。本委員会の委員につきましては、ご任期が2年となっておりますところでございます。本年2月におきましては、住宅金融支援機構分科会というものを設置いたしまして、その設置に伴う委員の選任がございましたし、3月とそれから7月にはご任期の満了に伴う選任というものがございました。お手元に「国土交通省独立行政法人評価委員会委員及び臨時委員名簿一覧 19年7月1日現在」というのをお配り申し上げます。そこに、お名前とご所属の間にご再任とかご新任の表記をさせていただいているところでございますが、ごらんいただきますとおり、ほとんどの委員におかれまして、ご再任をお願い申し上げているところでございます。ご再任の委員の先生方の中には臨時委員から、今回ご再任にあわせて委員にご就任いただきました先生がおられます。横浜国立大学の角先生、それから神戸大学の名誉教授であります黒田先生、東大名誉教授であります藤野先生の各先生がこういった委員でございます。

また、ご新任の委員の先生は3人おられまして、櫻井前委員にかわってご就任いただきました立教大学の角先生、それから建築分科会の岡田前分科会長にかわってご就任いただきました首都大学東京名誉教授の西川先生、それから、新設の住宅金融支援機構分科会にご就任の村本委員がこうした委員でいらっしゃいます。

ご新任の委員のうち、本日は西川委員にご出席をいただいております。ご紹介申し上げます。ご新任で建築分科会の分科会長になられました西川委員でおられます。

【西川委員】 西川です。どうぞよろしくお願いいたします。

【日原政策評価企画官】 その他のご再任の委員の先生のご紹介につきましては、お時間関係もございますので、誠に恐縮ではございますけれども、お手元に配付させていただいております名簿一覧等と座席表をもってかえさせていただきたいと存じます。

また、本日議事の第②につきましては、その審議過程は非公開とさせていただきますので、関係者の方以外の皆様におかれましては、議事の第②の開始前にご案内申し上げます。

げますので、一旦ご退席お願い申し上げます。第②の議題が終了した段階でご入室を事務局からご案内をいたします。

それでは、議事次第にございます議事の第1でございますが、委員長、委員長代理の選任につきまして、ご選任をいただきたいと思っております。先ほど、ご紹介申し上げましたとおり、本年7月までに多くの委員がご再任等になられまして、本日はその後最初に開催される委員会でございますので、改めて互選をお願いするものでございます。互選ということでございますので、本来でありますれば委員の先生方におかれまして委員長をご選任いただくというところでありまして、誠に僭越ではございますけれども、平成13年の当評価委員会の発足時より委員長職を長期に務めていただいております木村委員に、引き続き委員長の職をお引き受けいただきたいということを恐れながら事務局よりご提案させていただきます。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【日原政策評価企画官】 ありがとうございます。それでは、ただいまご賛同いただきましたとおり、木村委員に当委員会の委員長を引き続きお願い申し上げたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

【木村委員長】 木村でございます。この年になるとむだな抵抗をしないことにしておりますので、引き続きまして、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日は大変お忙しい中、また、お暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。まだ、この国土交通省はましなほうでありまして、エネルギーを担当している某省での会議は、全く大変です。この間の会議では、隣に座っておられた審議官が具合が悪くなるということがありました。それに比べるとここははるかにましだと思います。しばらくの間ご辛抱をいただきますようお願いいたします。

それでは、早速でございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会令で第4条第3項に基づきまして、私に何か不都合があったときに職務を代行していただく方として委員長代理を指名する必要があります。引き続き杉山先生をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【木村委員長】 では、先生、ひとつよろしくお願いたします。この中には現役の学長先生が2人いらっしゃいますが、杉山先生は学長職がお忙しいのにいつもご出席いただ

いております。

それでは、引き続きまして、議事の第2番目、中期目標の期間における業務の実績に関する評価の審議に入りたいと存じます。先ほど事務局からご説明がございましたが、これは非公開で行うということになっておりますので、傍聴人の方は一度ご退席をお願いいたします。

(報道関係者・一般傍聴者、退席)

【委員】 それでは、会議を続けます。今回、中期目標期間の終わる独立行政法人が2つございます。自動車検査独立行政法人、それから、自動車事故対策機構の2つの法人があります。この2つの法人の業務実績の評価につきましては、既に2つの分科会において十分ご議論いただいております、8月上旬に業績評価の概要等の資料とともに2法人の業績の評価の結果を各委員のもとに、事務局からお送り申し上げてあるところでございます。

また、分科会での議論につきましては、私のほうで昨日、2時間半にわたり議論の内容をお聞きいたしております。その結果、昨年と同様に、私といたしましては、分科会における議論を修正する必要はないという結論に達しました。そういうことで、両分科会における評価結果を尊重し、各独立行政法人における中期目標期間中の業績評価につきまして、各分科会の評価素案をそのまま委員長試案としてよいのではないかと考えております。

なお、所管の全20法人のうち、昨年度の業務実績評価を行いました19法人の評価結果についても、昨日報告を受けております。その結果の概要を参考資料として、「参考(委員限り)」と書いてございますが、その資料にまとめてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

おわかりでしょうか。1枚ものでございますが、右側に参考として委員限り、見出しが「平成18年度業務実績評価について」となっているものです。これについては事務局から説明をいただきますが、「極めて順調」が計4法人。「順調」が計15法人。アスタリスクのところに「概ね順調」及び「要努力」に該当する法人はなかったということが書いてあります。事務局、これについて説明をお願いいたします。

【日原政策評価企画官】 18年度業務実績評価につきましては、委員長ご指摘のとおりでございます。それから、中期目標の2法人につきましてご説明を差し上げます。お手元の資料1-1、資料1-2というところで、これも委員限りという大きな右上の表示が出ている資料でございます。自動車検査独立行政法人のほうから説明差し上げたいと存じ

ます。

資料の構成でございますが、A3の大きな紙をじゃばら折りにしたものが1枚と、各分科会のほうでご審議いただいた評価調書、それから、最後のほうに事業報告書の概要をつけさせていただいております。最後に事業報告書本体もつけてございます。ということでございますが、お時間の関係もございまして、A3、1枚のじゃばら折りになっております概要のペーパーに基づきまして、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、自動車検査独立行政法人でございますが、評価項目15項目ございまして、Sの評定をいただいた項目が5、Aが9、Bが1というところで、結論的な総合評定及び総合評定理由につきましては、Aということでございまして、順調だということでございます。Sの項目につきましては、若干ご説明を申し上げます。

A3のじゃばら折りの真ん中のちょっと左側のほうのSの項目、「優れた実績」というところでございますが、業務量に応じまして効率的な人員配置を行うために、業務量指標というのを独自につくりまして、事務所ごとの人員配置というのを行ったということで、これは政独委と申ししています総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会のほうでも先進的な取り組みと評価されているところでございます。

一般管理費も大幅に削減ということは、確実に実施しているところでございますし、自動車の審査ということで、非常に技術的な内容でございますけれども、判断が入る要素もありまして、きちんとした規程類がなかったということもございまして、膨大な通知等も含めまして、審査事務規程というのを策定し、それから警察等との連携、あるいは不当要求防止対策等々を着実に実施したというところでございます。

最後の項目でございますけれども、はしょらせて頂き恐縮でございますが、街頭検査というものを非常に重視をしております、不正改造車等々の摘発につながるものでございますから、重点的に実施したということでございまして、40万台の目標に対しまして、期間中44万台以上実施したということでございますし、リコール車の早期発見ということにも寄与したということでございます。

ということで、Sの項目がございまして、1項目だけBということで、おおむね着実だということでございます。これをご紹介いたしますと、車検の検査機器の故障による車検施設の閉鎖時間というのが増加してしまっているということになっておりまして、これは3割ぐらいの方がユーザー車検ということで、みずから機器を操作される関係で若干機器の故障なり車をぶつけてしまったりということが生じたということでございまして、こ

これはユーザーに対するサービスに直結する面でございますので、より頑張ってもらいたいというようにご指摘をいただいているところでございます。今後はIT等を使いまして、予約審査等も検討を続けておりますが、引き続き頑張っていきたいというところでございました。というところで総合評定Aをいただいております。今後は予算を十分確保いたしまして、こういった足りないところにつきましても重点化を図りつつ、業務を進めていきたいと考えているところと聞いております。

簡単でございますが、以上が自動車検査独立行政法人でございます。

次に、資料1-2のほうでございますが、「自動車事故対策機構」というところでございます。事故対策機構は多方面の多様な業務を行っておりまして、評価項目も34項目と非常に多くございまして、Sに当たるものが14項目、Aが19項目、Bが1項目ということで、総合評定Aということになってございます。SとAにつきましての若干のご報告を申し上げますと、Sの最初の項目でございますが、先進的な取り組みとして新しい人事評価の仕組みを導入いたしまして、法人のマネジメントの中の一環として職員の意欲、能力を発揮するというような仕組みを導入したということでございます。

2つ目の後ろのほうでございますが、理事長以下、自己収入を増やすためにトップセールスというのを盛んに行いまして、自動車のドライバーとか運行管理者を相手に講習等を行っているわけでございますけれども、任意の受講者というのを非常に増やしまして、自己収入が中期目標を超えて38%を超えたということが評価されてございます。

また、次のところでございますが、これはまたトップセールスによりまして、いろいろな適正診断機器の貸し出しというのも増えまして、自己収入が大幅に増えて、中期目標を大幅に上回って42%を超えたというところでございます。

それから、端折って恐縮でございますが、2枚目に移らせていただきまして、真ん中から下のほうでございますけれども、ドライバーや運行管理者に対する指導講習等が主要な業務でございますところを、それらの受講者に対しまして、アンケート調査を行った結果、そういった支援に対する評価というのは、5ポイント評価で4点を超えるというような高い評価を得たということが評価されているところでございます。

それから、また端折って恐縮ですけれども、3枚目に行かせていただきまして、Sの欄でございますけれども、自動車事故の被害者の救済対策というのをやっているところでございまして、ご不幸にして植物状態といいますか、遷延性意識障害というものになられた方に対しまして、いろいろな学術的、経験に基づきます処々の治療を差し上げた上で、何

とかその状態から脱却していただくということを大きな目標にしておったわけですがけれども、中期目標期間中には目標の30人を大幅に上回る64人という実績を達成したというところも、高く評価されているところでございます。

それから、真ん中辺でございますけれども、各療護センターというのを設けてございますけれども、そちらで非常に高額な先進医療機器、MRIとかPETであるとかといったものを外部の病院に貸し出して、検査を行うというようなことで、その件数につきましても目標の9,000件を大幅に超える検査を行っているという受託件数になっているということでございます。

それから、自動車のアセスメントという事業もやってございまして、自動車を一応壊してみても、どのような安全性になっているかというのを解析して、星印の数で安全性を評価するという指標というのを出しておるわけでございますけれども、18年度におきましては5.46ということで、星の数の平均でございますけれども、14年度に比べ、7.5%と、かなり改善が見られているというところでございます。

それから、最後でございますけれども、18年度より国土交通省におきましては、全モードにおきましてマネジメントレベルから安全性というのを非常に重視して、組織として対応するような方策につきまして、運輸安全マネジメント評価という制度を導入したところでございますけれども、自動車事故対策機構におきましても、こういったところに関する知見を生かしまして、コンサルティング業務と申しますか、処々の関係者の方に対しまして知識の習得・技能に関する研修等を差し上げて、こういった新たな方式の導入に貢献したということが評価されているところでございます。

というところがSの項目でございますが、若干Bとついた項目が1つだけございまして、それに関しましては、重度後遺障害者の方々のアンケート調査結果から、いろいろそういった家族に対するケアの満足度というのが、目標を超えなかったということがございまして、ここにつきましてもよく原因を分析して、今年からも始まっています新しい中期目標の期間中において対処していきたいということでございます。

ということで、34項目中19項目のAというところで、総合評価Aをいただいているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

【委員】 はい、私の説明が少し舌足らずでございましたので、改めてご説明申し上げます。

もう一度、「参考(委員限り)」の1枚の資料をごらんいただきたいと存じます。そこに、19法人の名称が全部出ておりますが、これはタイトルが「平成18年度業務実績評価について」となっておりますけれども、このうちの「順調」のところは今ご説明いただいた自動車検査が左側の6つ目に出ております。それから、右側の2つ目に自動車事故対策機構というのがありますが、この2つについては18年度実績評価と同時に、中期目標終了時点での評価の2つの報告を受けております。省庁によってルールが違うのですが、国土交通省の場合には、年度評価については分科会の決定をもって全体の決定をするということになっております。ただし、中期目標期間の終了時点の評価については、分科会の評価をここへ持ってきていただいて、ここでただいまのように事務局からご説明いただいて、皆様方のご意見をいただき、評価を決定するということになっておりますので、改めてご説明を申し上げさせていただきます。

いかがでございましょうか。資料の1-1が自動車検査独立行政法人、それから、資料の1-2が自動車事故対策機構の中期目標終了期間における評価結果でございまして。ただいまのように、SもあればAもあればBもあるということになっております。全体としては良い評価になっておりますが、いかがでございましょうか。何かご意見ございませうでしょうか。

【委員】 自動車事故対策機構の担当でございませうけれども、先ほどもご説明があったとおり、特段ございませうが、数値目標があるような部分については大体それを超えるような業績が達成されたと思ひます。その他質的にもこの4年間随分頑張っていたいただきましたが、中にはBがついていた項目のように、なかなかどうやって改善するか、まだ方策をつかみかねているようなところも若干あるということだす。全体としては順調という評価をさせていただきます。

【委員】 他にご意見ございませうか。

【委員】 ここに説明があるとおりでございませうが、一言申し添えますと、Bのほうで機器の故障というのがございませうが、機器の老朽化ということで、やはりこの次の中間目標では、ぜひそういった更新も含めてご配慮をいただければと思ひております。

それから、やはり年末に混雑するというのはどうしても傾向としてありますので、その工夫をもう一段やっていただければと思ひております。以上だす。

【委員】 ありがとうございます。機器を更新する資金的な余裕はあるのですか。何か国立大学の話をしているみたいだす。

【日原政策評価企画官】 もしくは事務局のほうから補っていただけるとは思いますけれども、昨年度中期目標期間の最終年度でございましたので、自動車検査独立行政法人も見直しということをじっくり総務省等々とやりまして、職員の身分につきましては非公務員化ということをさせていただいたわけでございますけれども、非常に重要な業務を担っておられるということで、予算措置につきましても若干の見直しを行いまして、ユーザーの方々から審査料を直接得られるという仕組みを今度始めると。同時でないので、ちょっとそこは時間的なタイムラグがございますけれども、来年度から始めると伺っておりますので、そちらのほうにつきましても今までよりは、より窮屈でないような形で行くのではないかと思います、ご指摘を踏まえまして、引き続き努力させていただきたいと思っております。

【委員】 わかりました。何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

【委員】 それでは特にご意見がございませんので、これを評価の結果として認めるという決定をしたいと存じます。ありがとうございました。

以上で中期目標期間の終わる自動車検査、並びに自動車事故対策機構、2法人の評価の議論を終了したいと存じます。

それでは、以下公開ということになっておりますので、傍聴の方に再びお入りいただきてください。

(一般傍聴者入室)

【木村委員長】 それでは、再開をしたいと存じます。

議題の3でございます。中期目標期間終了時の独立行政法人の組織及び業務の検討について、いわゆる見直しであります、その審議に入りたいと存じます。ご承知のとおり、独立行政法人に対する風当たりは非常に厳しくて、数を半分にせよというような激しい議論も出ておりますが、いずれにしても見直しということで資料の2-2をごらんください。本年度国土交通省所管の独立行政法人のうち、見直しの対象になるのは6つでございます。鉄道建設・運輸施設整備支援機構以下、都市再生機構までで、都市再生機構だけが前倒しになっております。

あとは、中期目標期間が終わる法人です。それでは、これにつきまして、事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【日原政策評価企画官】 事務局のほうからご説明を申し上げます。委員長からご指摘

がありましたように、資料2-1というのと2-2というのがございまして、2-2は今ご案内いただきましたとおり、見直し対象の国土交通省所管独立行政法人の概要をごくごく簡単にまとめさせていただいたものでございますので、リストとともにご参照いただければと思います。資料2-1のほうでございしますが、これにつきまして、中心にご説明申し上げたいと思いますが、2-1の最初のページに組織・業務全般の見直しについてということで、簡単な概要を記述してございます。これは冒頭、統括官のご挨拶にもございましたが、本年の6月に決定されました「経済財政改革の基本方針2007」、いわゆる「骨太2007」と申しておりますが、この閣議決定によりまして、19年度に中期目標期間が終了する独立行政法人に加えまして、20年度中に中期目標期間が終了する独立行政法人、具体的には都市再生機構についても前倒しで見直しを行いなさいということが決まっております、それに従いまして、今年度見直しを行うというものでございます。対象法人は鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構という6つでございます。

今年度見直しのスケジュール、2.のところでございますけれども、実は、これは年末に最終決定をするということに例年なっております、8月のこの時点では大臣の素案を作成して、政府の取りまとめる部局に提出するわけでございますけれども、その取りまとめのところ提出する大臣素案に当たりまして、先生方のご意見をちょうだいするということでございます。今後、このいただいた意見をもとに大臣素案をつくりまして、政府内で調整し、年末までに見直しの内容を固めていくことになるという予定でございます。

あわせて、本題に入る前に恐縮ですが、若干だけ触れさせていただきますと、参考資料の中に同じく参考資料4、参考資料5、あるいは参考資料8とか、飛び飛びでございますけれども、資料がございまして、同じく骨太の方針2007でございまして、ここにおきまして、年末に向けまして、すべての独立行政法人101法人につきまして、「独立行政法人整理合理化計画」を策定するという文言も合わせて入っております。したがって、見直しの対象を1年前倒しするという措置に加えまして、それを含めて101すべての独立行政法人に関しまして、「独立行政法人整理合理化計画」を策定するとなっております、2つのことをしなければいけないと。

通則法に基づきまして、ご審議をいただきます、こうした見直しの作業と、それから閣議決定に基づきまして、「独立行政法人整理合理化計画」というのを年末に向けてつくっていくという作業が両方ございます。こちらの全101法人に関する「独立行政法人整理合

「整理合理化計画」は、参考資料の 8 にございますが、つい先々週、8 月 10 日に整理合理化計画の策定に向けて、基本方針というのが閣議決定されたばかりでございます。今原局等を含めまして、8 月末の大臣素案に向けて、今鋭意作業中でございますが、全く作業が間に合っておりませんものですから、今日、実はご報告するいとまがなくて大変恐縮でありますけれども、そういう状況でございます。

ただ、素案をつくらせていただくときに、見直し対象の法人でもございます 6 法人につきましても、ご意見をちょうだいする部分がございますので、それにつきましてはそれを踏まえてまた調整するということとなりますし、今日、ご意見を頂戴しないその他の法人、国土交通省の独立行政法人は全部で 20 法人ございまして、6 法人は見直し対象でございますが、残りの 14 法人についてもこういった整理合理化計画のための見直し素案をつくらなければいけないわけでございます。残り 14 法人につきましても年末までの間にいずれかの段階でご報告をして、各分科会の事務局等を通じまして、先生方のほうにご報告するという段取りになるかと考えてございます。

すいません。前置きが長くなりまして恐縮でございますが、資料 2-1 のほうに戻りまして、対象 6 法人に関する組織・業務全般の見直しについてご説明申し上げます。

まず、ページをめくっていただきまして、1 ページ目に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構というのがございまして、支援機構の概要を最初のところに書いてございまして、これまでの効率化に向けた取り組みにつきましては、各分科会あるいはこの評価委員会におきまして、先生方の意見を踏まえながら着実に実施しているということでございますので、今後の見直しに向けた考え方と組織の見直しに対する考え方というところを中心にご説明申し上げます。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構につきましては、鉄道業務、それから船舶業務、それから技術開発、基礎的研究等業務、それから助成業務、特例業務と非常に多様な業務を行っているわけでございますが、大まかに鉄道関係の業務と海事関係の業務、それから基礎的研究というものをやっております。まずは、鉄道建設でございますけれども、引き続きコスト削減というものを図る観点から技術開発というのをしていくことと、その活用に努めていきたいということでございまして、これまでの実績の中で培ってきました、そういった総合的な高い技術力等をご評価いただいているところでございますけれども、より一層世の中に活用していただけるように、広報等を行っていきたいと考えているところでございます。

それから、民鉄線の建設に関しましては、事業者から必要な費用を回収していくというスキームでその事業を実施しているところでございますけれども、業者の方々からのニーズあるいは状況等をよく踏まえまして、そういった鉄道事業者に対しまして、具体的な不利益が生じないようにするということが前提でございます。もしそういった鉄道事業者の方が負っておられる債務につきまして、期限前返済をされたいということであれば、その手続の平易化に向けまして検討を進めたいと考えているところでございます。

2番目の大きな柱で、船舶でございますけれども、船舶につきましては、これは内航海運事業者を中心とする、船主事業者の方の財産になるものでございますので、そういった資産の調達に関しましては、こういった機構と事業者の方の共有という形で融資を行うということを従来からやっております。現在内航船に関しましては船舶の更新というのは非常に遅いということが問題になってございまして、排ガス基準等を考えますと、地球環境問題への対応等の観点あるいは経済の効率化の観点から、代替建造促進というのが非常に重要な課題であると認識しておりますので、ここにつきましてもスーパーエコシップ等の環境面、効率面、非常にすぐれた良質な船舶の建造というのを推進していくために、この船舶共有建造業務につきまして、重点的に対策を行っていきたく。具体的にはバブルの崩壊等を含めまして、若干債務超過といったような状況がございますので、それに関します改革を21年度までの集中期間におきまして「見直し方針」に基づきます徹底した財務状況の改善というのを図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、次の高度船舶技術開発等業務でございますが、船舶に関する技術開発に対する金銭的な支援ということでございますけれども、民間事業者の方が行う技術開発でございまして、民間事業者の方が必要とする初期的な負担感の重い投資、一番船の投資等に関しまして鉄・運機構のほうからご支援申し上げるということでございますけれども、ニーズ等を踏まえまして、国本体でやるのかあるいは機構でやるのかといったことも含めまして役割分担につきましては、この際検討を進めたいと考えているところでございます。

基礎的研究等業務でございますが、これは船とか鉄道とかいったモードごとではございませんで、運輸関係に関します、共通的に、しかも非常に基礎的に長期的な研究につきまして、競争的な資金配分を行うというものでございますけれども、府省共通に新たな管理システムというのが設けられるそうでございますので、そのシステムを活用することによりまして、重複、あるいは過度の集中というのを排除しつつ、適正な業務運営を図っていきたくと考えております。

鉄道助成業務というのは、これは国から出す鉄道インフラに関する助成を、この業務、鉄・運機構の助成勘定というのを通じてご支援を申し上げているというところでございますけれども、第三者委員会というのを設けまして、改善意見等をいただいておりますので、それを反映させることによって業務遂行に係る効率性をさらに徹底していきたいと考えておるところでございます。

最後、特例業務でございますが、特例業務は国鉄清算事業団が引き継ぎました旧国鉄の資産につきまして、土地、株式等の資産を処分することによりまして、旧国鉄の方々の年金等の原資に充てるという、極めて特殊な業務を行っているところでございます。安定性にも配慮しながら鋭意資産を早めに処分しているところでございますけれども、次期中期目標期間中にはこういう資産すべてを、原則的に完了したいと考えているところでございます。業務の組織の効率化、身軽になるということを前倒しでやっていきたいと考えているところでございます。

それから、組織の見直しに関する考え方でございますが、これも業務の進捗に対応して、機動的に人員の適正配置を図っていききたいと。あるいは組織体制も構築していききたいということでございます。

以上が鉄・運機構でございます。

3ページを見ていただきまして、次の見直し方針でございますが、国際観光振興機構というのがございます。国際観光振興機構は海外に事務所等を設けまして、外国人観光客の来訪の促進活動等を行っているところでございますけれども、3ページの下のほうでございます。

今後の見直しに向けた考え方でございますが、やはり国際観光振興機構は日本の政府観光局でございますので、各国の政府観光局との誘致競争にも勝つ必要がございますし、そういったところとネットワークとして連携を図っていく必要もございます。やはり、こういったところのミッションと申しますか、中心的な業務に重点化をしていくという観点から1.でございますけれども、海外宣伝（プロモーション）事業への重点化ということで、海外事務所が日々収集してくる生の情報を分析いたしまして、欧米とか、あるいはアジアのこういった地域だといった、市場別に中期のプロモーション戦略というのを策定いたします。JNTOはこういった独立行政法人でございますので、毎年毎年設けられるような事務局のようなものではございませんので、中長期的な視点に立ちまして、そういったプロモーション戦略の事業展開を図るということでございますし、最大の強みでございます

海外事務所可能な限り経営資源を投入していきたいということでございます。

それから、2.でございますけれども、最近、旅行客につきましては、個人の旅行客の方を中心に非常に高度な情報への要求がございますので、インターネットを通じた情報発信というのを特に外国人の個人旅行者にとって有益な情報を充実させるといったこと、あるいはマーケティング・ツールとして、海外プロモーション活動を効率化するというようなことで、インターネットに関する戦略というのを進めていきたいというところでございます。

それから、独法共通でございますけれども、自己収入というのを確保しなければなりませんので、さまざまなプロジェクトの賛助金、あるいは会費収入等をいただいておりますが、引き続き、その確保に努めるということでございますし、インターネットの戦略強化の一環としてバナー広告等での収入というのを図っていくということを考えてございます。

それから、今まで自治体だけに限られておりました国際コンベンション活動に関する協賛金につきましても、企業の方からも頂戴できるように事業を図っていきたいということでございます。

さらに、4ページ目でございますけれども、組織運営も効率化する必要がございますので、特に国内の本部にございます部分に関しましては、再編・統合をするということでスリム化をいたしまして、複数の機能を束ねるような大きな本部制にして、事業執行体制の効率化を図るということを考えているところでございまして、組織に関しましては、今後とも唯一の海外への政府観光宣伝機関として活動していくということを中心に、できるだけ効率的な組織のあり方を図ってきたいというところでございます。

以上が観光振興機構でございまして、5ページ目、水資源機構でございます。水資源機構につきましては、利根川とか荒川の7水系におきまして、多目的の水の安定的な供給というのをミッションに施設の新築、改築あるいは管理といったことを行っているところでございます。これまでにしましては、先生方のご指導に従いまして着実にやってきたところでございますが、6ページ目で今後の見直しに向けた考え方でございます。まず、業務の重点化・効率化でございますが、事業費・工期等をまず適切に管理して、コスト増とか工期の長期化というのを避けると。

それから、財政負担を平準化するために、自己資金を活用する、特定事業先行調整費制度というのがございますけれども、こういったものを今後とも活用して、国からの財政負

担の波動というのを押さえていくというようなことを考えているところでございますし、今後はライフサイクルコストを下げる点から予防保全の観点からの、予防的な点検等も充実していきたいと。それから、施設の長寿命化施策も図っていきたいということでございます。合わせまして、治水・利水に関しましては、ダム群を再編するような事業というのを今後図ってきたいと考えているところでございますし、水資源機構が管理する施設だけではなくて、関連する他の主体が所有する施設との一体的な管理のあり方につきましても、図ってきたいと考えているところでございます。

それから、利水者からは負担金を頂戴しているわけでございますけれども、皆様のニーズを踏まえまして、繰上償還の受け入れを推進するということによりまして、自己資金を増やすとともに利用者のサービスの向上、それから経営基盤の安定強化というのを図ってきたいと考えているところでございます。

2.の業務運営の効率化でございますけれども、設計の最適化とかライフサイクルコストの低減というのを一層行っていくというところでございますし、単純・定型的な業務につきましては、委託を活用していくというところでございますし、さらに利水者に対しましてはアンケートによりまして、的確にニーズを把握しつつ事業を進めていくというところでございます。

また、不適切事案というのが実はございまして、水門談合等につきまして要請を受けたり、若干の不適切事案があったわけでございますけれども、そういったことを受けまして、職員の意識改革や一層の法令遵守の徹底というのを図っていくとともに、あとは入札につきましては一般競争入札の範囲を拡大するというような措置をとってきたいと考えているところでございます。人が増えないところでございますので、総合技術推進室等を通じまして、機動的に専門技術職員という経営資源を配分するといった効率的な組織のあり方というのを図ってきたいと考えているところでございます。

次に、7ページ、空港周辺整備機構でございますが、空港周辺整備機構は大阪の伊丹空港と福岡空港の周りにつきまして、緑地帯の整備とか移転補償等の周辺環境対策というのをやっているところでございます。7ページの下の方に今後の見直しに向けた考え方でございますけれども、実は次期中期目標期間中に、大阪空港周辺の騒音対策地域の見直しというのを図ることになっております。今年度得られたデータをもとに、来年度におきまして議論をしていくということでございますけれども、そういった対策区域の見直しを含む空港周辺対策の見直しというのを次期期間中に予定してございますので、こういった見

直しを踏まえまして、事業執行のさらなる効率化を図っていきたいというところでございます。具体的には8ページ目でございますが、緑地整備につきましては、北西部に非常に古い地域がずっと残っておったところでございますけれども、最近、非常なご努力によりましてその移転というのが大分進んでいるということでございますので、そういった部分を重点的に緑地造成等を図っていきたいと考えてございますし、都市計画決定が図られている事業につきましては、早期に認可等を得て事業を進めていくということにしております。

それから、空港周辺で騒音に強い町をつくるということで、再開発整備等を行っているところでございまして、従来でありますれば、補償跡地を国から借りてそういった再開発事業を行う場合と、民間の土地を譲り受けて、譲渡型として実施したものでございますけれども、今後は土地保有リスクというのを避けるために、貸し付け型に重点化していきたいということを考えているところでございます。

それから、代替地につきましては、既にすべて保有する代替地は処分が終わっておりますので、移転希望者に対してはきめ細かい情報提供というので対応してまいりたいと考えてございます。

それから、一定の区域につきましては、室内の騒音基準というのを達成するために、防音工事の補助を差し上げているところでございますけれども、こういった積算方法が非常に複雑で、事務処理に時間がかかったというご批判がございまして、簡略化を進めて、迅速化を図っていきたくと。それから、空港周辺対策の見直しというのが大きくございまして、その見直しの結果を踏まえて、さらに効率化を図っていきたくと考えてございます。

それから、移転補償につきましても、これは申請主義でございまして、なかなか進んでいないというご批判もあるわけでございますが、引き続き、事前の相談等によく応じる中でニーズを踏まえて、業務執行の迅速化というのをできるだけ図っていきたくということでございます。

組織の見直しに関しましても、そういった北西部の大きな事業進展を踏まえまして、業務量に見合った組織・定員の見直しを図っていきたくということでございます。

以上が空港周辺整備機構でございますが、9ページから海上災害防止センターでございます。海上災害防止センターはタンカーからの油流出事故等に関しまして、オイルフェンスなり中和剤の投入なりといった対策をとっているところでございまして、従来から備蓄

が義務付けられている民間事業者からの受託事業というのをおわせて実施しておりまして、運営費交付金はいただいているということでございます。

今後の見直しに向けた考え方でございますが、平成17年度から次期中期をにらみまして、有識者の防災事業に関する検討委員会というのを設置いたしまして、今後のあり方についてご議論をいただき、ご意見をいただいたところでございますので、それを踏まえまして、見直しを図っていくということでございます。まず、業務の重点化でございますけれども、原油に加えまして、有害な化学物質等、HNSと申すそうでございますけれども、それにつきましても防除資機材の整備を図るとか、事故対応支援ネットワークを新たに構築するといったことについても業務を重点化していきたい。国際条約対応でございますので、遺漏のないように図ってきたいということでございます。

それから、海上防災対応能力につきましては、より大きな事故にも対応できるように、一層の防災対応能力を確保するとともに、防除措置に関しましては技術を高めていきたいということでございますし、10ページの上のほうにございますけれども、職員の士気を維持しつつ、IT等を導入して業務の効率化を図ってきたいということでございます。

それから、自治体の方や船主の方に関しまして、防災に関する訓練等も差し上げて自己収入を得ているところでございますけれども、今後とも受益者の方にも入っていただいた上で適正な料金を決めるとともに、自己収入を確保して自立的な運営を確保していきたいと考えているところでございます。

組織の見直しに対する考え方でございますが、こういった油の流出事故対策というのは、汚染者負担というのが原則でございますので、必ずしも国が一般の税金からということではないわけでございますけれども、場合によって大規模なナホトカ級のものが起きた場合というのは、やはりどうしても国際的な請求等が十分出ないような場合も考えられまして、事実そういった事例でございましたので、民間が主体にやられていただいた場合には必ずしも実施されないと考えてございます。引き続きそういったところに関しましては、独立行政法人としての明確な位置づけの維持というのが必要ではないかと考えているところでございますが、今後、十分センターの必要性を説明していきたいと考えているところでございます。あわせまして、防災業務以外の訓練業務、あるいは受託業務等につきましても、一体的に対応してできるだけコストを抑えていきたいと考えているところでございます。

以上が海防センターでございますが、最後11ページ目、都市再生機構でございます。都市再生機構は、都市の再生事業、それから賃貸住宅事業、それから経過業務と大きく3

つやっておるわけですが、組織全般にわたる課題といたしまして、今後の見直しに向けた考え方の最初のところですが、まず、累積欠損金というのが非常に多うございます。最初、設立時には7,000億ぐらいございましたが、着実にこれは消化してまいりまして、現在5,000を切るころまで来ておりますけれども、さらに繰越欠損金の解消時期の前倒しを図れるように、現在の経営改善計画というのがございますけれども、これを細部にわたってもう一度見直しを行いたいと考えてございます。

それから、資産に関しましては、証券化や売却を進めることによりまして、圧縮を図って身軽になっていきたいと考えているところでございます。具体の事業ごとでございますけれども、都市再生事業につきましては、民間事業者が行うような再生事業等との区別がわかりにくいというようなご指摘もございましたものですから、機構が行うべき再生事業につきましては、できるだけ基準を明確にしていきたいと考えてございます。

それから、事業につきましても、リスクが少ないあるいは、十分もうける可能性が大きいというようなものに関しましては、民間への売却を含めまして、民間の事業創出機会のバックアップというのを積極的に図っていききたいと考えてございます。

それから、事業を進めるに当たりましては、こういった売却等、あるいは役割分担等を図りまして、事業価値の最大化というのを図ることを考えてございます。

次の事業でございますが、賃貸住宅事業でございます。これは昭和30年代を含めまして、非常に長い歴史があるわけですが、引き続き子育て世帯とか高齢者世帯に対する住宅供給というのが十分ではないという認識のもとに、そういった手が届いていない方々への対策に重点化を図るということで、再生機構の賃貸住宅の役割の明確化というのを図っていききたいというふうに考えてございますし、入居者のご負担や選考に係る基準につきまして、選考につきまして適切な配慮を行いまして、住宅セーフティネットとしての役割の充実を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、賃貸住宅団地に関しましては、居住者の居住の安定というのが非常に重要でございますので、これを十分考慮した上で建て替えリニューアル等につきましては、計画を策定した上で適正化に向けて、目標を明確にしたいと考えているところでございます。

それから、建てかえ事業につきましても、事業箇所を厳選するというようなことを進めていきたいというふうに思っておりますし、あわせて、集約等の制度の抜本的な見直しをこの機会にやっていきたいということでございます。

それから、医療・介護・子育て支援施設等に関しましては、依然としてニーズが非常に大きいということでございますので、地方公共団体とも連携しながら、そういった施設の誘致に努めてまいりたいと考えてございますし、建て替え等の円滑な実施を図りますために、今後幅広く定期借家契約というのを活用していきたいと考えております。

それから、最後、関連会社の話でございますが、若干これに関しましてのご指摘があるところでございますので、関連会社につきましても経営が安定し、目的が達成されたものにつきましては、出資者は国だけではなくて、自治体の方もいらっしゃいますので、地方公共団体との協議を進めた上で株式売却等に努めていきたいと考えてございます。

それから、競争的な入札への移行に関しましては、現在の居住者の方に対するサービスの質を下げないということ等を含めまして、厳しい条件を設定した上でございますけれども、コストの削減が可能かどうかを比較検証し、外部的な競争的な発注方法の導入というのを検討していきたいと考えてございます。

それから、関連会社以外も含めまして、一般競争入札というのを可能な限り広めていきたいと考えておるところでございます。ということで、組織の見直しにつきましては、機構が今後やっていかなければいけないと考えております住宅セーフティネットとしての役割であるとか、密集市街地の再整備の改善等、都市の防災性を高める事業であるとか、地方都市の再生を図る事業等に集中していく、強化していくということを考えているところでございます。

それから、終了が決まっておりますニュータウン事業につきましては、事業の進捗を踏まえまして、25年度末までに大幅に縮小したいと考えてございます。これらの取り組みにあわせまして、人員につきましては、平成25年度末までに現在の人員、20年度末目標で4,000人体制ということですが、それを25年度末までにさらに2割削減できるのではないかとということで実行していきたいと考えているところでございます。

説明が長くなりまして恐縮です。以上です。

【木村委員長】 ありがとうございます。以上見直しを要求されております6法人について、今後の見直しに向けた考え方という点を主体としてポイントだけご説明をいただきました。いかがでございましょうか。どれについてでも結構でございますので、何かご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。また、分科会長の先生方、もしご発言がございましたらお願い致します。いかがでしょうか。

何かございませんでしょうか。前に伺ってどう処理したか忘れてしまったのですが、海

上災害防止センターのナホトカ号の件は資金が全部回収できなかつたんですね。ああいうケースは今後どうするのですか。どのぐらいの持ち出しがあったのでしたっけ。そのお金はどこからが出たんですか。

【野久保課長補佐】 国から、約90億円だと記憶しておりますが、借り入れまして、最終的に6億ほどが債務として残りました。その債務については、最終的には債務免除ということになっております。そういったことを踏まえまして、今後ああいった事故が起こり、海上保安庁長官からの指示に基づき対応した場合で、原因者等から回収できない部分は、国費をもって補てんするというスキームが現在でき上がっております。

【木村委員長】 それは続くんですね。

【野久保課長補佐】 はい。そういうものができております。

【木村委員長】 何か。どうぞ、藤野先生。

【藤野委員】 今、ナホトカの話が出ましたので、私、若干不正確かもしれませんがけれども、基本的にはああいうものに対する国際的な条約がございまして、そこでカバーできるわけです。どうしてもカバーできなかった部分が今のお話だご理解いただければと思います。

【木村委員長】 そうすると、この前は14億なのがしですか……。

【藤野委員】 全部で250億あるいは300億でしたかね。相当の額でございしますが、国際条約でカバーできる金額に上限がございますので、それを超えてしまった額についての今のお話だろうと思います。基本的には国際的な基金でもってカバーされているはずで

【木村委員長】 あの件については日本中で騒いだのですが、喉元過ぎればもうすっかり忘れられていますね。またああいうことが起きると、大変なことになりますね。

何かございませんでしょうか。

分科会のほう、松尾先生は何かありますか。特に水資源はこんなことでよろしゅうございますか。

【松尾委員】 ええ、結構だと思いますが、もし水資源機構のこの分科会の特殊性みたいなものを説明する必要があるれば。

【木村委員長】 ぜひお願いします。

【松尾委員】 そうですか。

【木村委員長】 ここだけは特殊というか、難しいところなんですね。

【松尾委員】 水資源機構の分科会の松尾ですが、特徴といいますか、この分科会は4つの省からなっているんです。厚生、農水、経産、それから、国土交通省ですね。国土交通省から6名、他の3つの省からは3名ずつが出ている。ですから、トータルで15名という、ものすごい所帯で合同の分科会をやっていると。もちろん形の上では各省の分科会がそれぞれ行われているのを形の上では合同でそれをやっているということで、皆様のところ、どこでも同じですけども、大変難しい。

各省庁によって、例えば、採点の相場観も違いますし、水に関する考え方ももちろん違うわけですね。私の意見をここで申し述べるのはどうかと思いますけれども、水というのはこれは21世紀最大の問題だと思うんですが、国土交通省には国土交通省としての大切さというものが当然あるし、農水は農水、厚生は厚生、経産は経産でそれぞれあるわけですね。多数決でなくて25項目なんですけど、そういうものを調整しながら、それぞれ1項目ずつについて合意を得ていくと。これが大変なこととして、多分、2年ほど前にご質問が生まれて、それほどのことを2時間半ぐらいの時間でよくできるなど。どうしているんだということで、木村委員長から説明しろというのがありまして、説明させていただいたことがあります。事前レクを含めると、各委員はもう二、三十時間かけていると思います、どこでも同じことかもしれない。それで、事前の評点を出していただいて、それを基に評価をどういうようにしていくかというのは、もうここで申しません。この分科会で発明した1つの独特の方法がありまして、2時間30分で合意を得ていくということです。これからほかの分科会でも他省庁との関係が出てくるといようなときには、いろいろと参考にさせていただけるようなことがあるのではないかと思います。

それから、もう1点、せっかく機会を得ましたので申し上げておきたいのは、もう皆さん、新聞等でご承知のように、徳山談合についての記事がしょっちゅう出ます。これはある1つの評価項目の中のまた1つの小さい項目なんです。しかし、評価項目全体が結論的には1になっております。これには、ものすごい議論がありました。不適切事項なんていうのは、変な言葉を上手に考えたものですが、1つの不適切事項によってその組織全体が揺らいでいるわけでは決してないわけですね。要するに、1という相場の問題です。相場観の問題ですが、そういう評点を与えていくというのはいかがかという疑問もものすごく出ましたけれども、最終的には分科会長の私の判断と皆さんの多くの意見で最低の1というものをつけた。

つまり、5という評点をつけるときには、それなりの十分の理由が要するということは、

この場でも随分議論されました。同時に、それと相対する1を持つてくるというときには、それなりの特別の非常に強い理由が必要だということで、この場合には、その特別に非常に強い理由がありまして、1がついたわけです。5とか1というときには、どの分科会でも多くの議論があると思いますが、やはり、非常に慎重に時間をかけて議論を重ねる必要があるかと思えます。

時間をいただいてありがとうございました。

【木村委員長】 どうもありがとうございました。何かほかにございませんでしょうか。私も先日、徳山ダムを訪れて、評価結果としては、こういうこともあり得るなと思いました。100年ぐらいの長い林業の歴史があるところにああいうものをつくとどうにもいろいろ問題が起きるなと強く思いました。結果的に申しますと、住民対策で初めに約束したこと以外のことをやってしまったということですね。しかしこれまでの歴史等を考えるとああいうことが起きざるを得ないというのは、理解できますね。あつてはいけないことだとは思いますが、

それから、今松尾先生がお話しになりました、淡水の問題ですが、3年ほど前に日米科学技術対話に出席する機会がありました。そのときに、アメリカ側から淡水確保の問題が出てきて、アメリカは「フレッシュ・ウォーター・イズ・ア・ストラテジック・コモディティー」という把握をしていて、淡水の確保は21世紀に向けて極めて重要になるという話題を出してきました。日本もその逆の専門家が参加していたのですが、日本が考えているよりもっと淡水の確保ということに真剣になっているなということを痛感いたしました。

アメリカはパーヘッドにすると、淡水を日本の100倍持っているんですよ、確か。にもかかわらず、さらに確保しようとしているということで、そういうことからいうと、日本の淡水確保は一体どうなっているのかと、かなり心配です。ぜひ水資源機構に頑張ってもらいたいと思います。

よろしゅうございましょうか、何か。はい、ありがとうございました。

それでは、見直しについてこれから総務省と折衝するわけですが、結果はどうかはわかりません。また、折りを見て事務局のほうからご報告をいただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、特にご意見ございませんでしたので、ただいまの見直しの方向ということをお認めいただいたということにさせていただきます。なお、あとで何か気がついたという

ことがございましたら、日原政策評価企画官のところへご連絡いただきたいと思います。それを私と事務局で相談いたしまして、どう取り扱うか考えたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、議事の第4番目、その他報告事項でございますが、事務局から1点ありますのでよろしくお願いいたします。

【日原政策評価企画官】 ご報告申し上げます。独立行政法人の業務の実績の評価につきましては、各府省におきまして、このような独立行政法人評価委員会が設けられておるところでございますし、それから、総務省には政府全体の独法に対する業務改善の勧告等を行うことを任務といたします政策評価・独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委という委員会が設けられてございます。政独委の委員長が主催されまして、各府省の独立行政法人評価委員会の委員長の方を構成員とされる委員長懇談会というのがございまして、独法制度の発足の後、平成14年以降、数回意見交換のために開かれてきたところございまして、実は17年に開かれたのが最後でございまして、既に2年が経過してございまして、木村委員長からのご指摘もございまして、折りに触れまして、事務的に、あるいは委員長のお名前でも委員長懇談会の開催というのを総務省側に呼びかけてきたところでございます。先月になりまして、9月7日に次回の委員長懇談会が開かれることになりましたというご連絡を総務省から受けているところでございます。

事務局におきましては、木村委員長とご相談申し上げたところ、従前の各分科会や今日のような本委員会の場におきまして、先生方から問題提起等がなされておりました事項からポイントを抽出いたしまして、委員長懇談会への議論に臨んでいただきたいということを考えているところでございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。

しつこくて申しわけございませんが、もう一度19法人が並んでおりました一覧表、参考資料、委員限り、それをごらんいただきたいと存じます。

「参考（委員限り）平成18年度業務実績評価」ですが、国土交通省には実際には20法人独立行政法人があるのですが、ここに19法人が出ております。これをご覧いただきますと、実に業務がさまざまということがおわかりいただけるかと思います。「順調」のところの土木研究所、建築研究所、それから、海技、電子航法研究所、そういうところは、R&Dをやっています。それから、先ほどの国際観光振興機構というのは、要するに、いわゆるサービス業です。一口に独立行政法人と言っても、非常に業務に多様性があると

ということです。そういうことで、従来から総務省にそろそろ評価方法を考え直してくれと申し入れております。R&Dをやっているところに他の法人と同じように一律に節約をさせるといようなことになりますと、R&Dができなくなってしまいます。実は政独委の中でもそういう意見を出しておられる委員もいらっしゃるようですが、自然科学系の委員がほとんど入っておられませんので、多勢に無勢でほとんど聞いてくれないということのございます。その辺については厳しく従来からも申し入れておりますし、今後とも申し入れようと思っております。この指摘・意見は、国土交通省からだけではありませんで、委員会会議では農水省、その他の省庁からも毎回出ております。

委員会会議が今まで何回開かれたかといいますと、1回目は片山総務大臣のころでありまして、小泉首相もお出でになりまして、顔合わせ的な会議でございました。当時の委員長は京都大学の村松先生、その後一度、それぞれの委員長が個々に呼ばれてそれぞれの所管の独立行政法人について説明をしたという会合がございました。そのときにもぜひ委員長会議をやってくれという申し入れをしておりましたが、開かれませんでした。

それから、その後、伊藤忠の社長・会長をお務めになられました丹羽さんが委員長におなりになりまして、このときも一度きりでありました。これは村松委員長のときと同じように相当激しい応酬がありまして、丹羽委員長、必ず次の機会を設けるといお約束をしておりましたが、実現いたしませんでした。このときに、非常に大きな話題になりましたのは、例の業績勘案率の問題で、1.0というものを標準にしろというふうな指示が総務省から来ました。それに対して、各省庁の委員長が猛烈に反発をされました。丹羽委員長もいいものはいい点をつけていいということをおっしゃったんですが、結局いまだにその辺は変わっておりません。

それから、その後が今度の9月7日でありますけれども、委員長がおかわりになりまして、全日空の会長の大橋さんが委員長におなりになりました。そういうことで、また同じような意見が出てくるとおもいますが、私と事務局で相談して申し上げようと思っておりますのは、先ほど申し上げた独立行政法人にもいろいろな性格があるので、やはり評価の方法を変えるべきだということです。まず、R&Dをやっている独立行政法人について、評価方法を考え直したらどうだということを強く申し上げようと思っております。

それから、もう1つ、これは私の強い意見でもあり、また事務局も同じように感じておりますが、今独立行政法人はすべて北風政策を受けています。太陽政策は一切ないということで、このまま行くと、つまり日本全体がおかしくなるのではないかとすら私は思って

おりますので、その辺のことを少なくともインセンティブが働くように何か考えてくれるということは、強く申し入れようと思っております。

以前ある省庁の独立行政法人の方がお見えになりまして、うちは特許なんか絶対出しません、特許料が入ってきたらその分減らされるんですから、やるだけ無駄ですということをはっきり言っておられました。おそらくかなりの法人の方が同じように感じておられるのだと思います。稼いだら減らされるということですね。現実そうっております。経産省の産総研は非常に努力されて相当大きな剰余金を出しているのですが、これはほとんどとられてしまいます。自主努力をする意味があまりないですね。そういうこともございますので、ぜひ、インセンティブが働くようにしてほしいという申し入れをしたいと思っています。

それから、3番目は、これについてはかなりよくなったと思いますが、第1期中期目標期間のころは、各省庁の評価委員会が評価結果を出した後に、それを見て総務省がさらに細かいことを評価せよという指示を出しておりました。これについても各省庁の評価委員長は相当反発をされましたが、この点は大分よくなったと思います。総務省の評価委員会から来る指示もどちらかというところ包括的な指示になりましたので、言ってよかったのではないかと考えています。まだ二重に評価をやるというような事例が若干見られますので、それはやめてほしいということをおっしゃって思っております。

それから、先ほど申し上げた業績勘案率ですが、これは前の委員長が、パフォーマンスがいいものについてはきちんと出してもいいとおっしゃったので、どこかの法人が1.1で出したという話を聞いております。けちな話ですが、1.1。業績勘案率というのは、退職金に関係してきますので、1だとそのままです。1.1だと1割増しということになるかと思いますが、1.5以上の場合には官邸に報告することになっております。初めはそういう約束ではなかったのです。2までつけていいということになっていました。某省が1.3で出して蹴飛ばされたという話を聞いております。1.1をやっと認めたということだと思いますが、これについても厳しく申し入れをしていきたいと思っています。

それから、この委員会でもお一人の委員の方から以前に、私が考えていることと全く同じご意見が出ました。政独委、つまり総務省の評価委員会に自然科学系の方はほとんどいないという事実です。ゼロと言ってもいいぐらいで、効率化だけのロジックで話が進んでいますので、ぜひ自然科学系の委員の方を加えていただきたいと言おうと思っています。殊にR&D、そういうことのおわかりになる方を入れてくれということです。これについ

ては、以前から申し入れているのですが、なかなか向こうのガードが固くて入れてくれません。

何かこんなことを申し入れてほしいということはあるですか。どうぞ。松尾委員。

【松尾委員】 すみません。今、委員長が言われたことは一つ一つ全部賛成です。こういうことはなかなか難しいと思うんですが、とにかく国立大学の法人化のときもそうでしたが、数合わせでくるんです。効率化一本で数合わせでくる。総務省は特にそうですね。

先ほど申し上げようと思って言わなかったのは、水だけが問題ではありませんから、そのほかの法人も全部大事なんですけれども、根本的な問題として、民営化とかあるいは廃止とか、そういうものにはなじまないというか、もっと違う切り口ですね。国全体が責任を負うべき問題、内容というものが当然あるわけです。それは水だけではないと私は思います。そういう視点が全体の委員会の中で非常に欠けてまして、どんどん各省庁、幾つずつ減らせとかいうような議論ばかりがくる。

しかし、もう一度だけ申し上げます。国として基本的に管理とか責任を負うべき問題とそうでない問題というぐらいの区別を常識として持っていただけるように、ご発言いただければありがたい。

【木村委員長】 ありがとうございます。ほかにどうぞ、家田委員。

【家田委員】 私も、今松尾先生とそれから委員長がおっしゃったのに賛成でございます。加えて、数点申し上げようと思うんですけれども、まず1個目はささいな話なんです。国土交通省の中でもこれだけたくさんの法人があつて、それで評価される側はやっぱり毎年の評価で一喜一憂するわけです。それが何点であったのか、A、B、Cもあるけれども、点でも出ますし、それがどこが去年より低かったのかというようなことになるわけです。だけれども、それこそ、理系的に言えば、これは誤差の範囲の話で、去年もちゃんとやってくれたし、ことしもちゃんとやってくれたんですよ。評価というのは、それ以上のものでもそれ以下のものでもないということになるんですが、やっぱり評価される側はなかなかそうもいかないところもあつて、ことしは作業の前にある種の共通の認識ということで、紙をいただいたわけですが、やっぱり、それがほんとうに19法人の中で徹底しているのかというのは、1つ、申し上げておきたいところでございます。

それから2点目ですけれども、先ほどの自動車の関係でお話があつたので、関係するなと思って申し上げるんですが、特に自動車のことを言いたいわけではありません。先ほどあつたように、機器の更新、機器がトラブルがあつたとございますよね。だけれども、例

例えば、鉄道でも自動車でも何でもかんでも、普通の場合に、ついついメンテナンスであるとか、更新というのは、お金がかかりますから、後回しにして、とりあえずの採算云々のところを見ると、そうすると事故が起こるとというのは、西日本なんてあまり記憶にないほうがいいんですが、事故が起こったりする傾向がありますよね。そうすると、だけれども、先ほどの自動車の検査なんて長い年月の中でエンジニアたちはちゃんとわかっているわけですよね。この機器はもう更新の時期に来ているよと。それをちゃんと事前にチェックして、要るものは要るといえる体制になっているかということこそが、先ほどのBのところでは反省事項ではないかと思うんです。

ぜひ、基本的には国土交通省が関連しているものは技術というものが根幹にある独立行政法人ですから、その中で技術の発想というものが老化してないか。退化してないか。表層的な経営という面から見て、退化してないか。そこをこのところをチェックするというのをこの区分の中でも、よく見ていったらいいんじゃないかと思うのが2点目です。

3点目ですけれども、先ほど委員長がおっしゃったとおり、多様な法人がある中で、ある面では研究所に相当するところはヒットを打つことが任務の仕事であって、ヒットを実際に打ってらっしゃるわけです。一方で、例えば、都市機構とか鉄道機構とか、こういう教育の関係のところは定常的な業務と言いますか、順調に業務をこなすことが業務なのであって——水資源もそうですよね——ヒットを打ってもらうことが仕事じゃないんです。

したがって、平常的に仕事をするのがいわば通信簿でいえば5なんですよね。そこところが合っていない。だから、先ほどの委員長のお話は、R&Dをやっているところの評価をもう少しというお話もあったと思うんですが、逆にR&Dのほうを真ん中にしてみると、定常的な業務をやっているところの評価というのは、もう少し違うものがあったもいいんじゃないかと私は感じております。ステディな業務をやるところに対する、もう少しステディであることを評価するというところなんです。

それから、最後になりますけれども、逆に今度はR&Dをやっているようなところは、例えば、人数でいうとそんなに多くないわけですよね。例えば、都市機構が4,000人くらいで鉄道が1,700人くらい。そういうのに対して、研究をやっているところはもっとずっと小さい。そこでも同じような評価をやらないといけないわけであって、この評価のために大変な労力をかけているわけです。しかも、ヒットを細かくたくさん打つということにうんと労力をかけている。大ヒット1本で済むところを細かく打つために労力をかけている。そんな感じがいたします。

そろそろやったほうがいいと思うんだけど、評価を作業するためにどれだけの労力がかかって、本来はその労力をそれこそR&Dにかければもっといいかもしれないところに、評価のためにコストをかけている。評価をする以前と以後で、どれほど独立行政法人の仕事が改善されたのか。この評価ということ自身のコストベネフィットをそろそろチェックしてみる時期ではないかと思っているところでございます。

これは委員長から上のところに行ってやる話か、それともこの中でもう少し勉強する話かはわかりませんが、考えているところを申し上げさせていただきました。どうもありがとうございました。

【木村委員長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。浅見委員。

【浅見臨時委員】 都市再生機構の分科会のほうから代理で出ている浅見と申します。

まず、分科会から必ず発言してくださいと言われたのが1つございまして、これは先ほど実は木村委員長がおっしゃっていたことなんです、業績勘案率について、やっぱり1.0固定というのはおかしいので、もっとちゃんとした運用をしてほしい。むしろ、1.0そのままということこそおかしさの源泉なので、少なくとも0.5から1.5だとか、あるいはもうちょっと少なくてもいいのかもしれませんが、変えるということこそ正常だということをごひ強しておっしゃっていただきたいと思います。

もう1点は、北風政策の話なんですけれども、例えば、都市再生機構でもかなりいろいろな業務をやっているわけなんですけれども、すべての法律について数十にもわたる評価項目を一つ一つ評価するというのは、やや不思議に思うんです。今、おっしゃっていたことにも関連すると思うんですけれども、例えば、この大宗となる目標というのは、それぞれの機構で3つだとか、多くても5つだとか、それぐらいあればメジャーな分は達成できると思うんです。

ですから、評価するときに、ほんとうに重視して評価すべきことというのは、せいぜい3つから5つぐらいに絞って、それについては懸命にやる。それ以外については、参考の情報にとどめる程度にするほうが実際、先ほどおっしゃったように、特に小さいところで、細かいところを一々評価するようなことをしなくても済むので、そのほうがいいんじゃないかと思います。

もう一つは、インセンティブの話なんですけれども、例えば、ある工夫をして新しいことをしたときに、それがもともとの中期計画のときの目標にないと、全く評価されないん

です。これはおかしいのであって、1つ少なくともブランクの項目というのをつくっておいて、それを特記するべきものがあればそれを埋めて、そしてよいものであればそれを高く評価する。そういった新たな工夫に対する評価を積極的に行っていく。こういった仕組みを入れるべきではないかと思えます。

以上です。

【木村委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。後委員。

【後委員】 先ほど、木村先生、それから松尾先生、各先生がおっしゃったことに賛成で、1つだけ加えさせていただきたいんですけども、現場でさまざまな課題や問題が発生し、それに対してどう取り組んだかというのを私たちは評価させていただいているわけですけども、その原因ですとか大もとの問題というのは、そもそも府省のほうにある場合が非常に多いわけです。それに対してどう対応してくださったかというのを、評価委員はそれもモニタリングさせていただくことはできないだろうかということなんです。

目標ですとか、そういったものは上から与えられて、それに対して具体的な数値ですとか、そういった取り組みを計画し、それをもとに取り組んでいるわけです。現場における問題というのは、現場ですとか、独法独自で解決できる部分とそうでない部分がありまして、私たちが注目しているのは独法のほうなんですけれども、独法の方からは、「もともとそっちの問題なんだから、それはそっちでちゃんとやってくれなきゃ困る」というのは、なかなか言いにくいと思うんです。だからこそ、評価委員としては両方見ていないとどうも現場の問題というのは結局片づかないんじゃないか。そもそも独法というのは何らかの政策を実施する「手段」とされているわけですから、「手段」のところだけで見ていることのむなしさを評価委員のほうは非常に感じているわけでございます。

というのも、先ほども独法の経費を毎年数%ずつ削減しているといったようなご報告がございまして、そういう細かな目標を達成しているわけです。その一方で、国レベルの税収が、平成16年度で48兆円くらいでして、有価証券を幾ら買っているかということ、1年間で69兆円を超えているわけです。どこかの国のものを大半買っているんだと思うんですけども、国全体の税収よりもたくさんの有価証券を買わされている。そういう独立でない国の独立行政法人を評価している私たちは、一体何をしているんだろうということなんです。先ほど松尾先生がおっしゃっておられましたけれども、もうちょっと違う視点で独立行政法人というものを評価し、その評価結果がきちんとPDCAサイクルに乗っているかどうかというのを、ぜひ注目させていただきたい。それをやるのが総務省だとい

うことなんですけれども、同じ行政機関ですし、ある意味アメリカで同じ行政機関がやらないで、監査機関がその結果についてもう一度チェックするというのは、もう当然のことなんです、そこが抜けているものですから、どうもきちんと完結していないというような感想を持っています。

以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

どうぞ、大聖委員。

【大聖委員】 これらの法人の中には、安全ですとか、環境にかかわる業務をやっておられるところがたくさんあるわけなんですけれども、その一方で法律上の環境規制とか、あるいは安全に対する規制の強化というのがあるわけで、当然それらの検査ですとか研究開発にかかわる、より進んだ取り組みが必要になってくるわけです。

ですから、定常業務をこなして行ってそれでオーケーというところと、先ほど家田委員がおっしゃったように、やはり、一歩先を行かなきゃいけない、それにはある種の投資が必要だという部署だってあるわけですから、それについて、やはり、効率化だけでは論じられない面があると思いますけれども、それもぜひご配慮いただきたいと思っております。

【木村委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【藤野委員】 いろいろなご意見を伺っていて、やはり私は1つ申し上げたい。私は実は海上災害防止センター分科会の分科会長をやっており、海上災害防止センターをひいきをするという意味ではございませんが、そのセンターの業務の特殊性というものについて、今まで私がずっと分科会の評価委員を何年かやらせていただいて感じておりましたのが、海上災害防止センターというのは、今たまたま出ました安全とか環境ということに関係があるわけですが、もうちょっと違う性格があって、例えば年度ごとにこういうことを計画して、こういうことをやりますというような目標を立てにくい。

ちなみに、先ほど木村委員長が言及されましたナホトカというような事故がございます。ああいうのは事前に予想することが当然できないわけです。むしろ、何が必要かという、ああいう事故が起こったときに、いかに素早く対応して事故の被害を最小限にするかという体制を常に整えておく。あるいはそういうことに対して、必要な技術なり組織なりを整えておくということが、実は非常に大事なことでございまして、私は過去分科会のほうで評価に関わらせていただきましたけれども、何となく数値目標が何%とかあって、それをクリアすればオーケーだというような感じで、そういう組織にとっては極めて表づらの評

価でしかない。ほんとうに大事なものは、そういう大事故が起こったときにどういうふうに積極的に関与したのかだと思います。

ちなみに最近で言いますと、鹿島港の沖で大きな貨物船が座礁したと。ああいったときに、どういうふうに素早く出て行って、どう対応して、それをどうコントロールして、事故の被害をどういうふうに最小限に抑え込んだのかというようなことが、むしろほんとうはこの組織にとって一番大事なところなんです。そういう意味で、いわゆる年度の初めに、あるいは中期目標で、具体的に数値目標等を設定しにくいミッションが極めて大事である。そこをどう評価するかというと、今、お隣のほうからもご意見があったと思うんですけども、例えば、今、私はたまたま、ある機関の最後の評価のページを見ているんですけども、ここには総合的な評定という1枚の紙がありまして、その次に業務運営評価というのがS Sから始まってCという欄があって、途中の欄に総合評価というのがある。ここには幾つか書き込むことができることになっていますが、最後に総合評定があって、そして、その評定理由がある。どうもこの流れを見ると、やっぱりこれは、いわゆる、粛々と、ある決められた業務をやっているところをもって評価しなさいと。こういう言い方で評価しますと、今私が分科会長をさせていただいているような組織は、ほんとうに世の中にどう貢献しているかということが極めて見えにくくなってしまっている。これは非常にまずいことだと思います。

そういうことで、皆さんがいろいろおっしゃいましたので、私もあえてまた同じことを繰り返すことになりましてけれども、ぜひそういう点をきちんと評価できるようなやり方、具体的には私は今この時点でやろうと思えば、この総合評価のところにもっともっと自由度を与えて、そこでその組織の特徴が十分機能されている。あるいはされているならば、最後の総合評定のところは一番上の欄の評価と、必ずしも1対1に対応しなくてもいいんじゃないかと。そのぐらい分科会のほうに十分な検討の余地と、権限というところちょっと大げさですけども、与えるほうが、それぞれの独立行政法人の持っている特性に合った評価ができるのではなかろうかと思います。皆さんのご意見をまた繰り返すことになりました大変恐縮ですけども、一言申し上げさせていただきました。

【木村委員長】 ありがとうございます。いろいろご意見が出ましたので、全部は伝えられないと思いますが、なるべく伝える努力はするつもりです。

今、藤野先生がおっしゃったとおり、松尾先生と学長をしておりましたところに独立行政法人の話が始まりました。しかし、だれも独立行政法人がどういうものか分からなかった。

それなのにあつという間に——国立大学は少し時間がかかりましたが——省庁については独立行政法人がぞろぞろできてきてしまった。デザインそのものが熟成する期間がほとんどなかったのですね。

今、藤野委員がおっしゃったように、今の評価方法は定常業務を粛々とこなす法人に対する評価方法なんですね。何か起きたときにパッと動いて国家的な危機を救ったということに対して評価できないような仕組みになっていますので、その辺を今後どう熟成させていくかということだと思います。

それから、後委員のご発言で、どうしてイライラ感が残るかということなんですが、本来、独立行政法人のデザインからしますと、ミッションステートメント、つまり中期目標をつくるときには、評価委員会の意見を聞けということになっています。ですから、本来であれば評価委員とそれから事務局が一体となってミッションステートメントをつくるべきなのですが、業務が非常に専門的になるものですから、つくるのは官の側、つまり独立行政法人側でつくることになります。それを我々が少し見て、ま、いいでしょうという返事をする。その辺の仕組みのためにイライラ感が残るものがあると思います。

それから、今度は中期計画ですが、中期目標をブレイクダウンして中期計画を作る段階になると、さきほど浅見委員が言われたように、ものすごく細かくなってしまって、当該組織が何をやるどころかということすらわからなくなってしまいます。国土交通省のある法人で、中期計画がやたらに細かいところがあったので、こんなに細かくしたら自分の首を絞めることになるということを私は随分言ったのですが、結局何百項目という中期計画をおつくりになった。しかし結局うまくいかなくなって、その後かなり減らされました。ですから、中期目標、中期計画をつくる側にも責任があるということですね。他の官庁のことを申し上げて恐縮ですが、経産省はあまり項目が多くならないようにうまく整理しておりますので、その辺のところをぜひ参考にさせていただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。それでは9月7日の委員長会議では、なるべくいただいたご意見を事務局と取りまとめをして申し上げたいと存じます。

それでは、まだ時間が残っておりますけれども、事務局はよろしゅうございましょうか。何か伺っておくことがあったらご報告をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

【日原政策評価企画官】 特にございませぬ。

【木村委員長】 よろしゅうございませぬか。

議事録等については各委員にお送りし、チェックをしていただいてから発表するという
ことになっております。非公開の審議分につきましては、発言された委員個人のお名前を
削除して発表するという措置をとらせていただくことになろうかと思えます。よろしくお
願ひいたします。

本日はお暑い中、どうもありがとうございました。また今後ともよろしくお願ひいたし
ます。

— 了 —